

【短信：韓国】

家庭内暴力に関する特例法の改正

小川 昌代

韓国国会は2002年11月7日、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（以下、「特例法」という。）改正法案を可決した。日本と同様に、韓国でも家庭内の暴力、特に夫やパートナーから受ける身体的、精神的、性的な暴力などのいわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）が深刻な問題となっており、その対策が急がれている。以下で、韓国におけるDVの状況及び改正法案の内容等について見ていきたい。

なお、韓国では、家庭内の暴力のことを「家庭暴力」といい、一般的にDVを指すことが多いが、親に対する子供の暴力や、児童虐待、老人虐待等も「家庭暴力」の範疇に含まれる。特例法も、DVのみに関する法律ではなく、家庭におけるこれらの暴力全般（「家庭暴力」）に関する特例を定めたものである。本稿でも、便宜上、「家庭暴力」を広い意味で「家庭内暴力」とし、特に配偶者間の暴力に当てはまる場合にのみDVと記した。

背景

日本の場合、東京都が1997（平成9）年に実施した調査で、3人に1人の女性が夫やパートナーから身体的暴力を受けたことがあると答えて、総理府（現内閣府）が1999（平成11）年に実施した調査では、20人に1人が命の危険を感じるほどの暴力を受けたことがあると答えている。^(注1)警察庁によると、2002（平成14）年の配偶者間の暴力事件の検挙件数は、殺人197件、傷害1250件、暴行219件で、そのうち91.7%は女性が被害者である。^(注2)2001年（平成13）年10月13日の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）（いわゆる

DV防止法）の施行以来、加害者に対する保護命令（被害者への接近禁止等）は、2002（平成14）年10月31日までに全国で1079件出された。^(注4)

韓国では、1983年に民間女性団体の「女性の電話」が設立され、国内で初めてDVに関する調査を実施し、シェルターを開設するなど、DVの問題に取り組み始めた。その後、長年虐待されてきた妻が夫を殺害する事件が相次ぎ、「女性の電話」などの女性団体は、被告の減刑を求める活動を繰り広げるとともに、DV防止法の制定を推進する運動を積極的に展開した。

その努力は、家庭内暴力の加害者に対する刑事手続きの特例を定めた特例法と、家庭内暴力の防止と被害者に対する福祉政策を定めた「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」（以下、「保護法」という。）が1997年12月に制定され、ともに1998年7月1日から施行されるという形で実を結んだ。

しかし、保護法に基づいて運営されている全国の家庭内暴力専門の相談機関^(注5)に寄せられる相談件数は、これらの法律の制定後も年々増加を続けており、2001年には11万4612件に上っている。警察が発表した2001年のDVに関する検挙件数は1万4583件で、そのうち691件が拘束処分、4559件が保護処分に付された。件数の増加だけでなく、刃物で刺す、首を絞める、空気銃で撃つといった暴力の凶悪化も問題になっている。そのためさらに強力な法規制を求める声が高く、今回の改正も、現状を踏まえて、被害者の保護にポイントがおかれることとなった。

今回の改正の内容

特例法は、施行後に5回の改正が重ねられて

おり、今回の6回目の改正法案は、2002年8月27日に立法予告^(注6)された後、国会法制司法委員会で修正が加えられた。その後、11月7日に国会本会議に上程され、同日可決された。公布日は12月18日、施行日は2003年3月19日である。

今回は主に、(1)法律の目的、(2)応急措置、(3)家庭内暴力の加害者が、被害者への接近禁止等の臨時措置に違反した場合の措置、(4)家庭内暴力が発生した家庭の児童の教育担当者等の秘密厳守、(5)保護処分等に関する検事の請求権等に関する規定が改正された。

(1) 法律の目的

法律の目的はこれまで、「家庭内暴力犯罪を犯した者に対して、環境の調整と性行の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復し、健やかな家庭を育成すること」とされていたが、下線部が、「健やかな家庭を育成して被害者と家族構成員の人権を保護」に改められた(第1条)。

(2) 応急措置

改正前の第5条では、家庭内暴力に関する通報を受けた司法警察官は、速やかに現場に赴き、以下の措置をとることになっている。

- ① 暴力行為の制止及び犯罪捜査
- ② 被害者の同意があった場合、家庭内暴力関連の相談所又は保護施設に同行すること
- ③ 応急処置の必要な被害者と医療機関に同行すること
- ④ 暴力行為が再発した場合は、加害者に対する臨時措置を、司法警察官が検事に申請できることを加害者に通告すること

今回、①の措置が、「暴力行為の制止、行為者・被害者の分離及び犯罪捜査」に改められた(第5条)。

(3) 臨時措置違反者に対する措置

改正前の第8条によれば、検事は、暴力行為の制止等の応急措置にもかかわらず、家庭内暴

力が再発する恐れがある場合は、家庭内暴力の加害者に対して、被害者の住居等からの隔離又は100m以内の接近禁止等の臨時措置を裁判所に請求できるが、加害者がこの臨時措置に違反した場合の措置は定められていなかった。そこで、これまでの第8条の条文を第8条第1項とし、新たに臨時措置に違反した加害者に対する措置について定めた第2項及び第3項を次のとおり追加した。

加害者が臨時措置に違反して家庭内暴力が再発する恐れがある場合は、加害者を警察の留置場や拘置所に留置するよう、検事は職権又は司法警察官の申請に基づいて、裁判所に請求することができる(第8条第2項)。

被害者又はその法定代理人は、検事又は司法警察官に、第8条第1項及び第2項に基づく加害者に対する臨時措置の請求又は申請についての意見を陳述することができる(第8条第3項)。

(4) 家庭内暴力が発生した家庭の児童の教育担当者等の秘密厳守

改正前の第18条(秘密厳守等の義務)は、家庭内暴力事件に関わる公務員、補助人、相談所の所長及び相談員、児童の教育と保護を担当する機関の長及び従事者が、職務上知り得た秘密を漏洩することの禁止(第1項)及び家庭内暴力事件に関わる人物の個人情報や写真の出版物への掲載及び放送の禁止(第2項)を定めていた。

今回の改正により、「被害者の保護下にある児童や被害者である児童の教育又は保育を担当する学校の教職員又は保育施設の従事者は、正当な理由がない限り、当該児童の就学・進学・転学又は入所(その変更を含む。)の事実を、加害者である親権者を含めて誰にも漏洩してはならない」という項が追加された(第18条第3項)。

(5) 保護処分等に関する検事の請求権等の追加加害者に対する保護処分について、変更は「保

護観察官、受託機関の長」に、取消は「被害者、保護観察官、受託機関の長」に、終了は「被害者、保護観察官、受託機関の長」に、それぞれ請求権及び申請権が認められていた。また、臨時措置及び保護処分に対しては「行為者、法定代理人、補助人」に、裁判所による不処分の決定に対しては「被害者、法定代理人」に、それぞれ抗告権が認められていた。

しかし、これらの事項は、家庭内暴力の加害者の人権や、被害者保護のための重要な措置であることから、検事にもその権限が与えられることとなった(第45条第1項、第46条、第47条、第49条第1項及び第2項)。

DV の現状と今後の展望

韓国では、儒教的な家族制度の存在が、DV に大きな影響を及ぼしていると言われる。民主化が進み、それまで容認されていた夫の暴力が問題となり始めたとの見方もある。

延世大学の金在燁教授は、2003年2月21日付の『朝鮮日報』で、毎年約400万世帯の家庭で、夫婦間の身体的な暴力が発生していると推定し、男性の約30%は「結婚生活を送っていれば、妻の頬を殴打することもあり得る」と考えている、と述べた。

DV が表面化しにくい理由として、離婚した女性に対する社会の風当たりが強く、経済的な自立の困難な場合が多いことも考えられる。また、母子家庭・父子家庭の子供は就職・結婚の際に不利であると考える人も多く、子供のために暴力に耐えるケースも少なくない。

改正案が可決される前後に起きた、韓国におけるDVの現状を示す2つの事件と、それに対する社会の反応を挙げてみたい。

- ・2002年7月31日、DVの被害を15年間受けてきた34歳の女性が、忠清南道天安の児童保護施設で夫に殺害される事件が起きた。慶尚南

道昌原の母子一時保護施設に子供とともに避難していた被害者は、子供の転校問題を解決しようとして被害にあったと言われている。

韓国では、小中学生の場合、「初中等教育法施行令」第21条第3項に基づき、保護者1人の同意によって転校することが可能である。しかし、高校の場合はそうした規定がないため、被害者の子供が通っていた高校では、父親の同意がないことを理由に、転校を認めていなかった。また、同じ高校が、子供を連れ戻すよう加害者から間接的に依頼を受けていた天安の児童保護施設の相談員に、被害者の連絡先を教えたこともこの事件の引き金となった。^(注7)

一般に、身辺の秘密保護と子供の転校がDV被害者にとって重要な問題と言われているが、その対策がいまだ十分に講じられていないことを示す結末となった。

この事件をきっかけとして、①法務省、保健福祉省、教育省、警察、民間団体からなる協議体を女性省が組織してDVに対処する、②家庭内暴力が発生した家庭の子供が、父親の同意なしに転校できる制度を整える、③児童保護施設等の相談員にDVに関する徹底した教育を行う、などの取り組みが必要なのではないかとの意見が女性団体から出された。

- ・2003年2月9日、テレビ番組の司会等で人気のあるコメディアンが、夫にバットで殴打されて重傷を負った。この事件は大きな波紋を呼んだ。特に問題となったのは、被害者が告訴するまでの数日間、警察が加害者逮捕に乗り出さなかったことである。

その点について、ソウル龍山警察署の刑事課長は、2月21日付の『中央日報』で、「家庭内暴力の場合は、加害者を刑事処罰するか否かについては被害者の意思が尊重されるべきである」と主張している。「ソウル江西陽川女性の電話」の会長はこれに反論して、同日付の同紙で、「警

察は、現行犯に限り、被害者の要求がなくても緊急逮捕する権限があり、特例法においても例外ではない」と述べている。家庭内で起きた暴力事件に、警察がどの程度介入すべきかについては世論が分かれており、警察の対応もこれまではまちまちであった。

「ソウル女性の電話」の2001年上半期の統計を見ると、DVのために同相談所を訪問した相談者110人を対象にしたアンケート調査で、49人が警察に通報したことがあると答えている。出動した警官の対応を尋ねる質問に、49人のうち36.2%は「『家庭の揉め事は自分たちで解決するように』と言って帰って行った」、27.5%は「法で解決したければ告訴するように言った」と答えている。警察に通報しなかったと答えた61人に、その理由を尋ねた質問には、「夫を訴えることは考えられないため」(20.9%)、「通報後の夫の仕返しが恐ろしいため」(19.7%)、「子供のため」(17.4%)、「通報して警官が来てもむだと思ったため」(12.7%)の順で回答があった。

これに対して警察側は、問題意識を持って家庭内暴力に取り組む意向を示している。2003年2月15日、警察庁は「家庭内暴力事件処理警察官用マニュアル」を各警察署に配布し、今後、家庭内暴力が発生した場合は、家人がドアを開けなくても、公権力を行使して家宅に入るなど、積極的に介入する方針を明らかにした。また、事件を捜査する際は、加害者と被害者を必ず隔離して捜査し、被害者が加害者に対する刑事処罰を望まない場合は、保護処分も可能であることなどを被害者に説明するとしている。

女性省は、DV、性暴力、売買春等の問題が最近深刻化していることを受けて、これらの被害にあった国内に居住する女性（外国人も含む。）に対する民事・家事事件に関する訴訟代理や、刑事事件に関する弁護等の無料法律サービスを2003年1月から始めた。

特例法に関しては、第40条(保護処分の決定)

で定められている加害者に対する教育の内容が十分でないことや、加害者に罰金や過料を科す条項が多く、むしろ家庭の負担になる場合があることなどが指摘されている。とりわけ、被害者の保護については、さらに現実に即した配慮を求める意見が多い。

(注)

- (1) 東京都「女性に対する暴力」調査報告書1998（平成10）年
- (2) 総理府「男女間における暴力に関する調査」1999（平成11）年
- (3) 警察庁「平成14年の犯罪情勢」2002（平成14）年
- (4) 警察庁「配偶者からの暴力への対応状況について」2002（平成14）年
- (5) 2003年現在、全国に162ヵ所設置されている。
- (6) 立法化を推進しようとする法案の内容を予め国民に公開し、国民の意見を立法に反映させる制度。日本の行政におけるパブリック・コメントに相当する。
- (7) 被害者の連絡先を知った児童保護施設の相談員は被害者と連絡をとり、加害者と話し合うように勧めた。相談員が、離婚の手続きに現れた被害者を加害者の隣に座らせ、書類を取りに部屋を出たところ、加害者は隠し持っていたナイフで被害者を刺殺した。

(参考文献)

- (1) 東京都ホームページ
<<http://www.metro.tokyo.jp/>>
- (2) 内閣府男女共同参画局ホームページ
<<http://www.gender.go.jp/>>
- (3) 警察庁ホームページ<<http://www.npa.go.jp/>>
- (4) 韓国国会ホームページ
<<http://www.assembly.go.kr/>>
- (5) 韓国女性省ホームページ
<<http://www.moge.go.kr/>>
- (6) 韓国警察庁ホームページ
<<http://www.npa.go.kr/>>
- (7) 韓国女性の電話連合ホームページ

- <<http://www.hotline.or.kr/>>
- (8) ソウル女性の電話ホームページ
<<http://hotline.jinbo.net/>>
- (9) 「家庭内暴力依然として深刻、相談件数急増」(『ハンギョレ新聞』インターネット版、2003年2月12日付)
- (10) 「度を越した家庭内暴力、制裁の手段はない」(『世界日報』インターネット版、2003年2月13日付)
- (11) 「家庭内暴力の問題点と対策」(『世界日報』インターネット版、2003年2月15日付)
- (12) 増田生成「諸外国における女性に対する暴力関係立法—加害行為に関する立法No.2」『調査と情報

-ISSUE BRIEF-』339号、国立国会図書館、2000.4.14.

- (13) 波田あい子「韓国における女性に対する暴力関連三法までの動向」『アクションと家族』18巻1号、ヘルスワーク協会、2001.3、pp.102-115.
- (14) 太田達也「韓国における『家庭暴力犯罪処罰特例法』の概要—家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して—」『更生保護と犯罪予防』133号、日本更正保護協会、1999.6、pp.8-40.

(おがわ まさよ・海外立法情報課)

【短信：フィリピン】

2001年資金洗浄防止法の改正

権 香 淑

フィリピン議会は、2003年2月13日、懸案であった2001年資金洗浄防止法（Anti-Money Laundering Act of 2001。以下「旧法」とする。^(注1)）の改正案を可決し、3月7日、大統領による署名を経て2001年資金洗浄防止法改正法が成立した。国際的な監視機関である金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下、「FATF」とする。^(注2)）は、改正案が可決された後も旧法の欠陥が払拭されていないと不満を表明し、3月15日までに内容の改善がされなければ制裁に踏み切るとの方針を示していた。しかし政府側の粘り強い交渉の結果、制裁措置が発動されることなく改正法が成立することになった。

以下では、旧法の概略と改正の背景、主な改正内容について述べることにする。

1. 旧法の概略

2001年9月29日に制定された旧法は、汚職、誘拐、麻薬取引に関する不正な資金洗浄を違法としている。同法では、400万ペソ（約1000万円）以上の銀行取引について、中央銀行に報告することを義務付けており（第3条、第4条）、資金洗浄防止評議会（Anti-Money Laundering Council。以下「AMLC」とする。）の設置が定められている。この評議会には、疑わしい預金口座を凍結する権限や、裁判所の令状に基づき、不正の疑いがある預金口座を調査するなどの権限が与えられている。

AMLCのメンバーは、中央銀行総裁、証券取引所理事長などから構成されている（第7条、第10条、第11条）。フィリピン政府は、不正な取引の追跡に関する外国政府からの協力要請に対応する義務がある（第13条）。資金洗浄犯罪の刑